



# 三重県公報

令和2年9月11日 (金)

第 140 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
605	介護保険法の規定による居宅サービス事業者の指定	(長寿介護課)	2
606	介護保険法の規定による介護予防サービス事業者の指定	(同)	2
607	クリーニング業法の規定によるクリーニング師の研修及びクリーニング業務従事者に対する講習の指定	(食品安全課)	2
608	区域内特定養殖業者の同意が要件に適合している旨	(水産振興課)	3
609	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	4
610	同伴	(同)	6
611	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(同)	7
612	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同)	8
613	同伴	(同)	8
614	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	9
615	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	10
616	特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	10
<b>海 調 委 告 示</b>			
7	定置漁業の保護区域を定めた旨	(海区漁業調整委員会)	10
8	三重海区におけるふぐはえなわ漁業についての指示	(同)	11
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	随意契約の相手方を決定した旨	(警察本部)	12
<b>正 誤</b>			
	令和2年8月21日付け三重県公報第134号	(中小企業・サービス産業振興課)	12

**告 示**

**三重県告示第 605 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定しました。

令和 2 年 9 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 日 年 月 日	サービスの種類
2470900420	訪問介護事業所はだし	鳥羽市屋内町 8 番地 23 シャンテ鳥羽 102 号	一般社団法人はだし	令和 2 年 9 月 1 日	訪問介護
2460790211	訪問看護ステーションこちら	松阪市嬉野中川新町 4 丁目 262 番地 6	特定非営利活動法人 T E AM 創心	令和 2 年 9 月 1 日	訪問看護
2470506045	短期入所生活介護事業所 ときの音色	津市中村町字日向 745 番 25	社会福祉法人大和高原 育成福祉会	令和 2 年 9 月 1 日	短期入所 生活介護
2470102605	ベストライフ長島	桑名市長島町西外面 下島 1718-1	株式会社ベストライフ 中部	令和 2 年 9 月 1 日	特定施設 入居者生 活介護

**三重県告示第 606 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を指定しました。

令和 2 年 9 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 日 年 月 日	サービスの種類
2470506045	短期入所生活介護事業所 ときの音色	津市中村町字日向 745 番 25	社会福祉法人大和高原 育成福祉会	令和 2 年 9 月 1 日	介護予防 短期入所 生活介護
2470102605	ベストライフ長島	桑名市長島町西外面下 島 1718-1	株式会社ベストライフ 中部	令和 2 年 9 月 1 日	介護予防 特定施設 入居者生 活介護

**三重県告示第 607 号**

クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 8 条の 2 第 1 項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第 8 条の 3 の規定による業務従事者に対する講習を次のとおり指定しました。

令和 2 年 9 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 研修等の主催者の名称及び所在地  
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
東京都港区新橋 6 丁目 8 番 2 号
- 2 令和 2 年度クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の実施日等
  - (1) クリーニング師の研修（通信教育）
    - ア 受付期間  
令和 2 年 10 月 1 日から同月 31 日まで
    - イ 研修の科目及びレポート課題
      - (ア) 衛生法規及び公衆衛生
      - (イ) 洗濯物の受取、保管及び引渡し
      - (ウ) 洗濯物の処理

- (エ) 繊維及び繊維製品
  - ウ レポート提出締切年月日  
令和3年1月15日
- (2) 業務従事者に対する講習（通信教育）
  - ア 受付期間  
令和2年11月1日から同月30日まで
  - イ 講習の科目及びレポート課題
    - (ア) 衛生法規及び公衆衛生
    - (イ) 洗濯物の受取、保管及び引渡し
    - (ウ) 洗濯物の処理
    - (エ) 繊維及び繊維製品
  - ウ レポート提出締切年月日  
令和3年1月15日
- 3 受講料
  - (1) 5,000円 クリーニング師の研修
  - (2) 4,500円 業務従事者に対する講習
- 4 修了証書の交付  
研修及び講習の受講を修了した者に修了証書を交付します。
- 5 受講についての問い合わせ先  
公益財団法人三重県生活衛生営業指導センター  
津市鳥居町251番地の5 2階  
電話 059-225-4181

三重県告示第608号

次の加入区及び区域に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第1項の規定による区域内特定養殖業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

令和2年9月11日

三重県知事 鈴木英敬

加入区の名称	区 域
特定のり 畔蛸加入区	鳥羽磯部漁業協同組合のうち畔蛸の地区
特定のり 的矢・飯浜加入区	鳥羽磯部漁業協同組合のうちの矢及び飯浜の地区
特定のり 三ヶ所加入区	鳥羽磯部漁業協同組合のうち三ヶ所の地区
特定のり 渡鹿野加入区	鳥羽磯部漁業協同組合のうち渡鹿野の地区
特定のり 国府加入区	三重外湾漁業協同組合のうち国府の地区
特定のり 神明加入区	三重外湾漁業協同組合のうち神明の地区
特定のり 鵜方加入区	三重外湾漁業協同組合のうち鵜方の地区
特定のり 波切加入区	三重外湾漁業協同組合のうち波切の地区
特定のり 迫子加入区	三重外湾漁業協同組合のうち迫子の地区
特定のり 塩屋・桧山路加入区	三重外湾漁業協同組合のうち塩屋及び桧山路の地区
特定のり 浜島加入区	三重外湾漁業協同組合のうち浜島の地区
特定のり	三重外湾漁業協同組合のうち矢口浦及び引本の地区

矢口浦・引本加入区

三重県告示第 609 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 2 年 9 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ファミタウン四日市上海老ショッピングセンター  
四日市市上海老字東大沢 1585 番 146 ほか 36 筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
ダイワロイヤル株式会社	東京都千代田区飯田橋二丁目 18 番 2 号	原田 健
株式会社ナフコ	福岡県北九州市小倉北区魚町 2 丁目 6 番 10 号	石田 卓巳
スギホールディングス株式会社	愛知県安城市三河安城町一丁目 8 番地 4	杉浦 広一

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ナフコ	福岡県北九州市小倉北区魚町 2 丁目 6 番 10 号	石田 卓巳
株式会社エコーブ近畿	大阪府高槻市番田町一丁目 51 番 1 号	正村 栄邦
スギホールディングス株式会社	愛知県安城市三河安城町一丁目 8 番地 4	杉浦 広一
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番 14 号	矢野 靖二

- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
令和 3 年 4 月 26 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
6,469 m<sup>2</sup>
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場	339 台	縦覧による
合計	339 台	

- (2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場 1	27 台	縦覧による
駐輪場 2	16 台	縦覧による
駐輪場 3	16 台	縦覧による
駐輪場 4	16 台	縦覧による
駐輪場 5	16 台	縦覧による
駐輪場 6	9 台	縦覧による
駐輪場 7	45 台	縦覧による

駐輪場 8	30 台	縦覧による
合計	175 台	

(3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面積	位置
荷さばき施設 1	63.0 m <sup>2</sup>	縦覧による
荷さばき施設 2	71.5 m <sup>2</sup>	縦覧による
荷さばき施設 3	139.0 m <sup>2</sup>	縦覧による
荷さばき施設 4	40.0 m <sup>2</sup>	縦覧による
荷さばき施設 5	13.5 m <sup>2</sup>	縦覧による
合計	327.0 m <sup>2</sup>	

(4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物等保管施設	容量	位置
廃棄物保管施設 1	31.5 m <sup>3</sup>	縦覧による
廃棄物保管施設 2	54.0 m <sup>3</sup>	縦覧による
廃棄物保管施設 3	7.5 m <sup>3</sup>	縦覧による
廃棄物保管施設 4	7.5 m <sup>3</sup>	縦覧による
合計	100.5 m <sup>3</sup>	

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ナフコ	午前 7 時 00 分	午後 9 時 00 分
株式会社エコーブ近畿	午前 8 時 00 分	午後 10 時 00 分
スギホールディングス株式会社	午前 9 時 00 分	午後 11 時 00 分
株式会社大創産業	午前 9 時 00 分	午後 9 時 00 分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	駐車可能時間帯
駐車場	午前 6 時 30 分から午後 11 時 30 分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	出入口の数	位置
駐車場	6 箇所	縦覧による
合計	6 箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設 1	午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで
荷さばき施設 2	午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで
荷さばき施設 3	午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで
荷さばき施設 4	午前 6 時 00 分から午前 10 時 00 分まで
荷さばき施設 5	午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで

7 届出の日

令和 2 年 8 月 25 日

8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 2 年 9 月 11 日から令和 3 年 1 月 12 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 610 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 2 年 9 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ドラッグコスモス南玉垣店  
鈴鹿市南玉垣町 6806 番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号	横山 英昭

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号	横山 英昭

- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
令和 3 年 4 月 27 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,200 m<sup>2</sup>
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場	41 台	縦覧による
合 計	41 台	

- (2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場	20 台	縦覧による
合 計	20 台	

- (3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設	32 m <sup>2</sup>	縦覧による
合 計	32 m <sup>2</sup>	

- (4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設 1	9.0 m <sup>3</sup>	縦覧による
廃棄物保管施設 2	4.5 m <sup>3</sup>	縦覧による
合 計	13.5 m <sup>3</sup>	

- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名 称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前 9 時	午後 9 時 45 分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	駐車可能時間帯
駐車場	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位 置
2 箇所	縦覧による

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前 6 時から午後 10 時まで

7 届出の日

令和 2 年 8 月 26 日

8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 2 年 9 月 11 日から令和 3 年 1 月 12 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 611 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 2 年 9 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアゴ久保田店

四日市市久保田 1 丁目 3 番 25 号ほか 22 筆

2 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

開店時刻	閉店時刻
午前 10 時 00 分 (年間 10 日は午前 9 時 00 分)	午後 9 時 00 分

(変更後)

開店時刻	閉店時刻
午前 8 時 00 分	午後 10 時 00 分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

位置	駐車可能時間帯
建物内駐車場	午前 9 時 30 分から午後 9 時 30 分まで

隔地駐車場	(年間 10 日は午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで)
(変更後)	
位置	駐車可能時間帯
建物内駐車場 隔地駐車場	午前 7 時 30 分から午後 10 時 15 分まで

- (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
(変更前)

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設 1	午前 6 時から午後 8 時まで
荷さばき施設 2	午前 6 時から午後 8 時まで

(変更後)

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設 1	午前 6 時から午後 10 時まで
荷さばき施設 2	午前 6 時から午後 10 時まで

- 3 変更年月日  
令和 2 年 10 月 1 日
- 4 変更理由  
顧客利便性の向上のため
- 5 届出の日  
令和 2 年 8 月 24 日
- 6 届出等の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間  
令和 2 年 9 月 11 日から令和 3 年 1 月 12 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

### 三重県告示第 612 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 2 年 9 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンタウン津河芸  
津市河芸町中別保字丸垣内 100 番
- 2 津市から聴取した意見  
意見なし
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
令和 2 年 9 月 11 日から同年 10 月 12 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

### 三重県告示第 613 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 2 年 9 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
バロー鈴鹿ショッピングセンター



鈴鹿市東旭が丘二丁目 6700 番 228 ほか 1 筆

2 鈴鹿市から聴取した意見

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

意見なし

(2) 騒音の発生に係る事項

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）の規制基準を遵守すること。

近隣より騒音による苦情が発生したときは、誠意をもって対応すること。

(3) 廃棄物に係る事項

事業活動に伴い生ずる廃棄物は、廃棄物の区分（一般廃棄物及び産業廃棄物等）に応じて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等に基づき、事業者の責任において適正に処理すること。

(4) その他の事項

周辺地域の生活の保持の観点から寄せられる住民からの要望には十分配慮すること。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和 2 年 9 月 11 日から同年 10 月 12 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 614 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 2 年 9 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 四日市菰野大安線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
いなべ市大安町石榑下字中尾 228 番 1 地先内	旧	14.0~20.9	74.6
	新	12.3~12.6	74.6

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 七色峡線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
熊野市神川町長原字花峪 1097 番 2 地先内	旧	6.1~33.0	135.4
	新	11.1~33.0	135.4

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鵜殿熊野線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
南牟婁郡紀宝町神内字後地 1430 番 9 地先から 南牟婁郡紀宝町神内字後地 1427 番 2 地先まで	旧	10.9~15.2	35.8
	新	10.9~12.1	35.8

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 熊野川紀和線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
熊野市紀和町大河内字三浦 565 番 3 地先内	旧新	4.0～17.7	260.3
	新	11.2～26.0	141.5

**三重県告示第 615 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 2 年 9 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 25 号	亀山市加太板屋字板屋 5481 番 1 地先から 亀山市加太北在家字北在家 5940 番 5 地先まで	令和 2 年 9 月 11 日

**三重県告示第 616 号**

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、松阪市において次のとおり特定計量器（質量計）の定期検査を実施します（ひょう量 500k g を超えるはかりを除く。）。

令和 2 年 9 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

実施の期日	実施の場所
令和 2 年 10 月 13 日（火） 午前 9 時 30 分から 午後 2 時まで	三重地方卸売市場（管理事務所 1F ロビー）
令和 2 年 10 月 14 日（水） 午前 10 時から 午後 3 時まで	旧嬉野地域振興局
令和 2 年 10 月 15 日（木） 午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	飯南産業文化センター
令和 2 年 10 月 16 日（金） 午前 11 時から 午後 2 時 30 分まで	飯高総合開発センター
令和 2 年 10 月 19 日（月） 午前 10 時から 午後 3 時まで	松阪市役所（庁舎裏公用車駐車場）
令和 2 年 10 月 20 日（火） 午前 10 時から 午後 3 時まで	松阪市役所（庁舎裏公用車駐車場）

<b>海 調 委 告 示</b>
------------------

**三重海区漁業調整委員会告示第 7 号**

定置漁業（通称大型定置漁業）は漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 10 条に基づいて漁業権が付与されていますが、このほかに定置漁業の保護区域について、同法第 67 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示します。

令和 2 年 9 月 11 日

三重海区漁業調整委員会会長 掛 橋 武

## 1 保護区域（別図参照）

次の直線 A、B、C 及び D の 4 直線によって囲まれた区域

## (1) 沖合の線（A）

身網の突き当たりから沖へ 300 メートル離れた所を通り、両側の台を結ぶ線又は台が 2 個ある場合はその中間点を結ぶ線（以下「基線」といいます。）に平行な直線

## (2) 側面の線（B 及び C）

基線の延長線上を前方の台から前方へ 500 メートル離れた所及び後方の台から後方へ 300 メートル離れた所を通り、基線の延長線と直角な 2 直線。ただし、両口網の場合は、基線の延長線上を両側の台から両方へ 500 メートル離れた所を通り、基線の延長線と直角な 2 直線

## (3) 沿岸の線（D）

垣網の磯側の末端を通り、基線に平行な直線

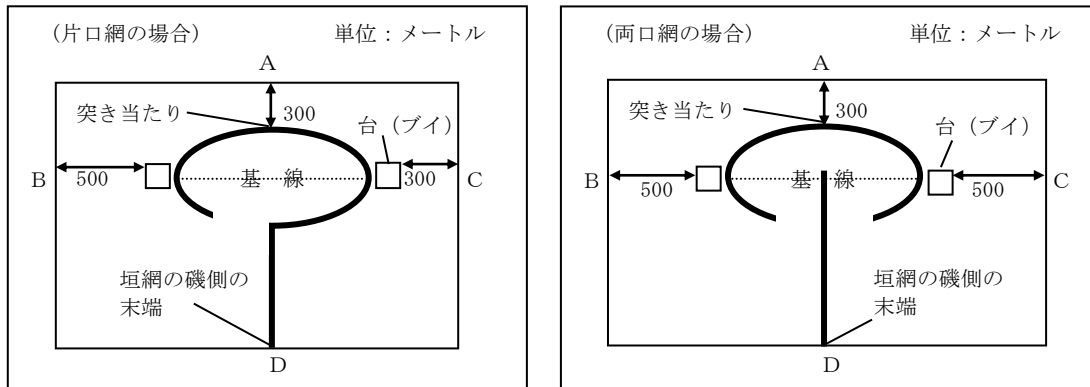
2 禁止行為

1 の保護区域においては、遊漁（水産動植物を採捕する行為をいいます。）又は集魚灯を使用する漁業をしてはなりません。ただし、共同漁業権者及び定置漁業権者の同意を得た場合は適用を除外します。

3 指示する期間

令和2年10月1日から令和4年9月30日まで

別図



三重海区漁業調整委員会告示第8号

三重県海面におけるふぐはえなわ漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示します。

令和2年9月11日

三重海区漁業調整委員会会長 掛 橋 武

1 禁止漁具

浮きはえなわ漁具、松葉はえなわ漁具及びたてなわ漁具。ただし、浮きはえなわ漁具及びたてなわ漁具については、志摩市阿児町志島と同市大王町畔名境界から基点1（北緯34度18分01秒 東経136度58分08秒（経緯度数値については世界測地系によります。））を結んだ線と基点1より118度00分（真方位）に延長した線より以南の海域を除くものとします。

なお、基点1の日本測地系による経緯度数値は、北緯34度17分49秒 東経136度58分19秒です。

2 操業禁止期間

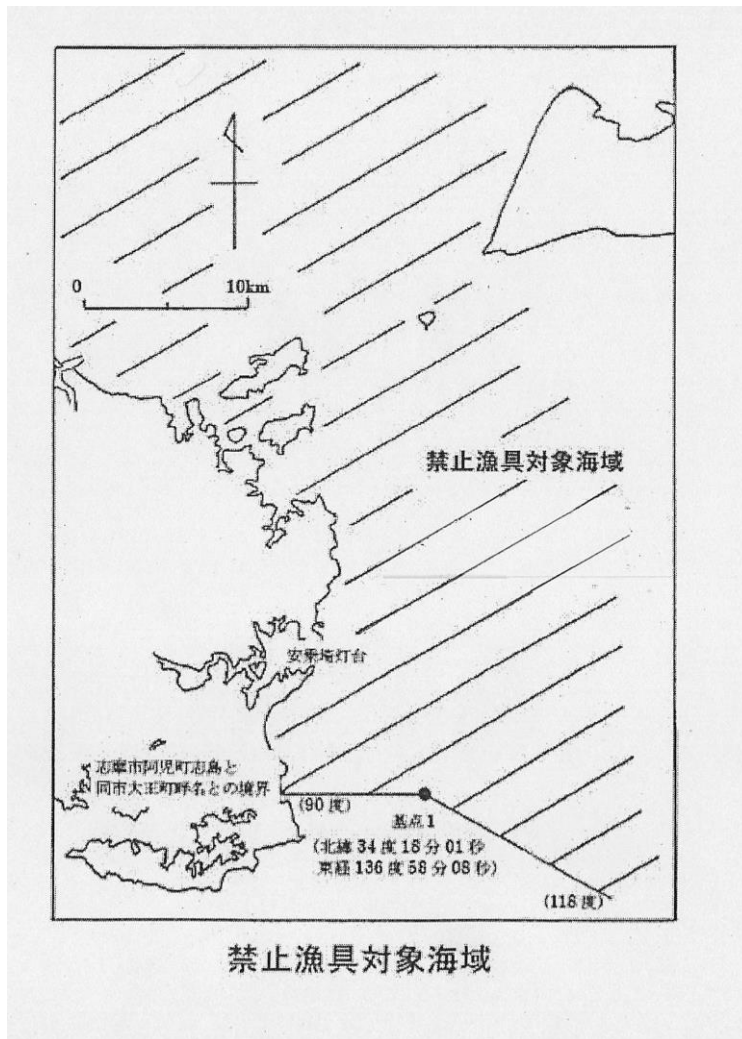
3月1日から9月30日まで

3 採捕禁止の対象

600グラム未満のトラフグ

4 指示の有効期間

令和2年10月1日から令和3年9月30日まで



**特定調達公告**

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和2年9月11日

三重県警察本部長 岡 素彦

- |   |              |  |
|---|--------------|--|
| 1 | 特定役務の名称      | IC免許証関連システム再構築作業委託                                       |
| 2 | 担当部局         | 三重県津市栄町一丁目100番地<br>三重県警察本部警務部会計課                         |
| 3 | 契約の相手方を決定した日 | 令和2年8月28日  |
| 4 | 契約の相手方       | 三重県津市栄町二丁目312番地<br>日本電気株式会社 三重支店 支店長 高松 正嘉               |
| 5 | 契約金額         | 39,670,400円（うち消費税及び地方消費税 3,606,400円）                     |
| 6 | 決定手続         | 随意契約   |
| 7 | 随意契約の理由      | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号に該当 |

**正 誤**

令和2年8月21日付け三重県公報第134号に登載しました、大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出の告示中

ページ	行	誤	正
2	13	(仮称) 津市藤方賃貸施設 新設工事	(仮称) 津市藤方賃貸施設 新築工事

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---